

松本市保育所等利用調整基準

1 基本指数表

番号	類型	保護者の状況(細目)		指数
1	就労	会社等に雇用されている者(事業主が親族の場合を除く)又は自営業(中心)・農業(中心)	月の労働時間が 180 時間以上	80
			月の労働時間が 160～179 時間	75
			月の労働時間が 140～159 時間	70
			月の労働時間が 120～139 時間	65
			月の労働時間が 100～119 時間	55
			月の労働時間が 80～99 時間	45
			月の労働時間が 64～79 時間	40
		自営業(協力)・農業(協力)、内職	月の労働時間が 180 時間以上	75
			月の労働時間が 160～179 時間	70
			月の労働時間が 140～159 時間	65
			月の労働時間が 120～139 時間	60
			月の労働時間が 100～119 時間	50
			月の労働時間が 80～99 時間	40
			月の労働時間が 64～79 時間	35
2	妊娠・出産	出産日又は出産予定日が属する月の前3ヵ月、当月1ヵ月、後3ヵ月		80
		妊娠がわかったとき～出産予定日が属する月の前4ヵ月まで、出産後(出産月の翌月から)4ヵ月～1年		35
		上記の期間以外		10
3	疾病・障害	入院(1ヵ月以上)		85
		居宅療養	常時寝たきり(1ヵ月以上)又は絶対安静の状態の者	85
			精神性疾患、特定疾患により長期療養(1ヵ月以上)を要する者	55
			長期安静(1ヵ月以上)又は月16日以上通院を要する者	40
			上記にあてはまらない疾病	20
		心身障害	身障手帳1・2級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級	85
			身障手帳3級、療育手帳 B1、精神障害者保健福祉手帳2級	55
			身障手帳4級以下、療育手帳 B2、精神障害者保健福祉手帳3級	30
4	介護・看護	在宅看護又は病院等での介護・看護	月に 160 時間以上の介護・看護又は常時介護を要する者(要介護3～5又は寝たきり等)の介護を行う者	85
			月に 120～159 時間の介護・看護	70
			月に 80～119 時間の介護・看護	55
			月に 64～79 時間の介護・看護	40
5	災害復旧	火災、風水害、震災等の復旧に当たる場合		85
6	起業準備	起業準備をしている場合		40
7	求職活動	生計の中心者が求職活動を行う場合(ひとり親世帯又は両親のうち一方が疾病・障害等の理由により就労できない場合に限る)		55
		上記以外の場合		10
8	就学	大学、大学院等		70
		職業訓練校・専修学校又は上記に準じた月 64 時間以上の就学	月に 160 時間以上の就学	70
			月に 120～159 時間の就学	55
			月に 80～119 時間の就学	40
			月に 64～79 時間の就学	25

9	育児休業	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中(既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合に限る)	10
10	虐待・DV	虐待やDV、又はそのおそれがある場合	100

※ 保護者それぞれについて、基本指数表に応じた指数を決定し、保護者のどちらか低い方の指数を基本指数として採用する。基本指数に加減指数表により該当する指数を加減し利用調整における指数を決定する。

※ 同一の保護者が、複数の要件に該当する場合は、基本指数の高い要件を適用する。ただし、「就労、介護・看護、就学」の各要件のうち、複数の要件に該当する場合は、該当する要件を合算することができる。

※ 上記類型以外に福祉事務所長が必要と認めると判断した場合は、適当と考えられる指数を基本指数とする。

2 加減指数表

番号	類型	細目	備考	指数
ア	就労状況 (予定)	保育士・保育教諭等	保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師、准看護師として市内の保育所等に勤務する者(認可外保育施設等に勤務する者を含む)	20
イ		就労状況に関する整合性の不足等	・就労状況(日数、時間等)に対して就労(収入)実績に整合性が無い場合 ・自営業等の就労状況(予定)申告書に関して、本人が就労していることが分かる資料が提出できない場合	-6
ウ		就労予定	申込時点で現に就労しておらず、利用希望月において採用される又は復職する予定である者 ※育休復職の場合は該当しない	-4
エ		育休復帰	育児休業終了により勤務に復帰する者	8
オ	世帯状況	生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	9
カ		ひとり親世帯(死別・離別等)	父若しくは母の死亡、離別、又は両親の不在等	12
キ		ひとり親世帯(離婚調停中等)	上記に準ずる場合(離婚調停中、行方不明等)	6
ク		同居の親族	同居の65歳未満の親族(3親等以内)の保育を必要とする事由が無い場合 ※該当する親族の人数と指数を乗じる	-3
ケ		多子世帯	同一生計内の子どものうち、第3子以降の子どもの利用を申し込んだ場合	4
コ		県外からの移住者世帯	県外から松本市内へ入園希望月の1年以内に移住した世帯又は移住予定の世帯	2
サ	障害	子どもの障害	利用を申し込んだ子どもが障害を有する場合(障害に係る手帳の交付を受けている場合に限る)	6
シ		保護者の障害	保護者が障害に係る手帳の交付を受けており、保育を必要とする事由が就労、就学又は求職活動の場合	4
ス	兄弟姉妹 の利用	在園児がいる場合	兄弟姉妹が現に保育所等を利用している場合の新規申込	11
セ		在園児がいない場合	兄弟姉妹が保育所等を利用していない場合の2人以上の新規申込(兄弟姉妹が入園待機している場合も含む)	7
ソ		転園	兄弟姉妹が現に保育所等を利用している又は新規入園申込をしている場合の転園	7
タ		多胎児世帯	双子等の多胎児を同時に保育所等へ申込む場合(転園含む)	8
チ	卒園	地域型保育事業の卒園児	小規模保育事業など、年齢上限がある保育事業の卒園児が、引き続き市内の保育所等の利用を申し込む場合	8
ツ	その他	社会的養護の必要性	福祉事務所長が保育の実施が必要と認める場合	90
テ		保育料の滞納	在園児又は卒園児に3か月分以上の保育料の滞納がある場合	-18
ト		代替の保育手段	現在の保育手段及び入所保留時の保育手段に応じて、右記指数の範囲で判定する	-3~3
ナ		遠隔地への移動手段	遠隔地の保育所等に決定になった場合に、利用可能な移動手段に応じて、右記指数の範囲で判定する	0~2

※ 加減指数表の項目に複数該当する場合は、それぞれの指数を基本指数に対して加減算する。

※ 保護者それぞれが同一項目に該当する場合は、重複して加減算せず1人分の調整指数とする。

※ 代替の保育手段、遠隔地への移動手段は4月入園のみ適用

3 同一指数になった場合の優先順位

優先順位	条件
1	加減指数表の点数が高い家庭
2	基本指数表の類型間の優先順位(①～⑨の順) ①災害復旧 ②疾病・障害 ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦育児休業 ⑧起業準備 ⑨求職活動
3	所得の低い家庭